

令和 7 年度和歌山県関係人口創出・拡大モデル事業（「わかやまFUNBASE」利用促進型）業務委託に係る公募要領

和歌山県（以下「県」という。）では、移住定住を前提とせず、地域外に住みながら当該地域に継続的に多様な形で関わる人々、いわゆる関係人口の創出と拡大を推進しています。

今年度新たに関係人口創出プラットフォーム「わかやまFUNBASE」を構築し、地域の活性化に取り組みたいと考えている方と地域で活動しているキーパーソン（ここでは、地域づくり実践者や団体、コーディネーター等を指す。以下、「地域のキーパーソン」という。）を繋ぐ仕組みを目指しています。

本業務では、地域内外の交流機会を創出するモデル事業を選定し、「わかやまFUNBASE」の利活用及び本県の更なる関係人口の創出と拡大を図ります。

つきましては、業務を効率的かつ効果的に実施する民間企業、NPO法人、その他の団体（以下、民間事業者等という。）を募集し、プロポーザル方式で委託候補者を選定します。

1. 委託業務の概要

（1）委託業務名

令和 7 年度和歌山県関係人口創出・拡大モデル事業
（「わかやまFUNBASE」利用促進型）

（2）業務内容

別紙「委託業務仕様書（案）」のとおり

（3）提案限度額

金 2, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（4）選定件数

3 件（予定）

（5）契約期間

契約締結日から 2 0 2 6 年 3 月 1 5 日まで

2. 応募資格

応募できる者は、業務内容を的確に遂行する能力を有する民間事業者等であり、次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

- （1）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者ではないこと。
- （2）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- （3）県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者ではないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている者ではないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者ではないこと。

3. スケジュール

項 目	日 程
公募開始	2025年6月23日（月）
公募要領等に関する質問締切	2025年7月 1日（火）17時まで
質問への回答	2025年7月 7日（月）17時まで
応募表明締切	2025年7月14日（月）17時まで
企画提案書類提出締切	2025年7月22日（火）17時必着
書類審査	2025年7月23日（水）～29日（火）
選定結果の通知	審査後、速やかに実施
契約期間	契約締結日から2026年3月15日まで

4. 質問及びプロポーザル応募表明

応募にあたり質問がある場合及びプロポーザルに応募する場合は、下記フォームにより電子申請システムで申請してください。

(1) 申請期限

- ① 質問事項の申請 2025年7月1日（火）17時まで
- ② 応募表明の申請 2025年7月14日（月）17時まで

(2) 申請先

- ① 質問事項の申請 <https://logoform.jp/form/WEVN/1068051>
- ② 応募表明の申請 <https://logoform.jp/form/WEVN/1068077>

(3) 申請方法

電子申請システムにより上記期限内に申請すること。

なお、期限を過ぎて提出されたものは一切受け付けません。

(4) 質問への回答

2025年7月7日（月）17時までに、地域振興課のホームページにおいて公表します。

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及

び公正な選考を妨げるおそれがあるので受け付けません。

5. 企画提案書類等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる書類を必要部数提出してください。

ただし、企画提案書類の提出日において、「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、書類⑤～⑪の提出を省略することができます。

なお、各書類については、提出書類一覧（別紙1）を参照してください。

- ① 応募申請書（様式1）・・・1部
- ② 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式2）・・・1部
- ③ 企画提案書（自由様式）・・・5部
- ④ 見積書（様式3）・・・正1部、副（写し）4部
- ⑤ 提案者の概要に関する調書（様式4）・・・1部
- ⑥ 役員等に関する調書（様式5）・・・1部
- ⑦ 直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類・・・1部
- ⑧ 登記事項証明書・・・1部
- ⑨ 印鑑証明・・・1部
- ⑩ 国税に未納の税額がないことの証明書・・・1部
- ⑪ 都道府県税（法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）に未納がないことの証明書・・・1部
- ⑫ 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式6）・・・1部

ただし、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

- (2) 提出期限 2025年7月22日（火）17時まで必着
- (3) 提出曜日 月曜から金曜まで（ただし、祝日及び休日は除く。）
- (4) 提出時間 9時から17時45分まで（最終日は17時00分まで）
- (5) 提出場所 和歌山県地域振興部地域振興課（県庁本館4階）
和歌山県和歌山市小松原通1-1
電話：073-441-2930

(6) 提出方法

地域振興課まで持参又は郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。なお、郵送により提出した場合は、受領確認を地域振興課あてに電話にて行ってください。

(7) その他

- ① 複数の企画提案書の提出はできません。
- ② 提出期限後の提出書類の変更、差し替え及び再提出は認めません。

- ③ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ④ 応募者は、応募申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ⑤ 企画提案書作成にあたり、本要領及び別紙「委託業務仕様書（案）」の業務内容の具体的な提案に加え、以下の内容を必ず盛り込むこと。
 - ・提案概要（コンセプト、基本方針）
 - ・「わかやまFUNBASE」の利活用と目標値の設定
 - ・実施体制
 - ・実施スケジュール
 - ・類似事業に関する実施実績
- ⑥ 見積書作成にあたり、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

6. 委託事業者の選定及び評価方法

県が別に定める委員により組織された「和歌山県地域振興部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、以下の審査方法により、契約候補者を選定します。

（1）書類審査

企画提案書類等について、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容及び事業の実施能力等を審査項目に基づき採点し、評価の高い上位3者（予定）を契約候補者として選定します。

（2）審査項目及び審査内容

提案のあった事業内容について、別紙2に記載の審査内容の項目に基づき数値で評価し、契約候補者を選定します。

（3）契約候補者の決定

- ① 選定委員が提出書類により審査・評価・採点し、評価点数の合計が満点の6割以上である企画提案を行った応募者のうち、評価点上位の応募者3者（予定）を契約候補者とします。
- ② 同一評価点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な応募者を上位とします。
- ③ 応募者が1者のみの場合、審査結果において各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該応募者を契約候補者とします。
- ④ 審査員の1人以上が「1点（たいへん劣っている）」の評価をした審査項目があった場合は、原則、選定の対象としません。

（4）審査結果の通知及び公表

審査結果は、書類審査終了後、速やかに文書にて通知するとともに、以下

の内容を地域振興課ホームページにて公表します。

- ① 契約候補者の名称及び評価点
- ② 不採択の応募者の評価点（応募者名は公表しません。）

7. 参加に際しての注意事項

（1）失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の応募者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ③ 契約候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 公募要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

（2）無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 1（3）提案限度額を超えた見積額を提示した場合

（3）著作権、特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを用いた結果生じた責任の一切は、応募者が負うものとします。

（4）費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。

（5）その他

- ① 書類作成において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- ② 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡ください。

8. 委託契約について

（1）契約の締結について

選定委員会で選定された契約候補者と県は、条件等について協議の上、委託業務仕様書案の内容を確定し契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは契約候補者が契約を辞退した場合には、評価点が次点の者と協議することとします。

また、企画提案の内容については、契約候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求める

ことがあります。

(2) 契約保証金

委託契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付してください。

なお、契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、地方自治法施行令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによります。

9. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合には、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

委託業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。委託業務終了後も同様とします。

(4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権は、県に帰属することになります。

10. 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県地域振興部地域振興課（担当：塩崎）

TEL：073-441-2930

E-mail：e1001001@pref.wakayama.lg.jp

別紙 1

提出書類一覧

番号	書類名	説 明	提出 部数	様式
①	応募申請書		1 部	様式 1
②	応募資格に反しない旨の宣誓書		1 部	様式 2
③	企画提案書	仕様書案及び別紙 2 に基づいて作成した企画提案の内容を添付すること	5 部	自由
④	見積書		正 1 部 副 4 部	様式 3
⑤	提案者の概要に関する調書		1 部	様式 4
⑥	役員等に関する調書	個人事業者の場合は、代表者本人について記入	1 部	様式 5
⑦	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類	個人事業者の場合は、青色申告書又は白色申告書の写し	1 部	—
⑧	登記事項証明書	個人事業者の場合は、提出不要	1 部	—
⑨	印鑑証明		1 部	—
⑩	国税に未納の税額がないことの証明書	法人税又は所得税、並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明	1 部	—
⑪	都道府県税（法人又は個人事業者、法人県民税、自動車税等）に未納がないことの証明書	県が発行する第 1 号の 1 2 の 2 様式（県外に本店を有する事業者の場合、本店所在地の都道府県税に未納がないことが分かるもの）	1 部	—
⑫	提出書類のうち該当のないものについての申立書	提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出	1 部	様式 6

※上記のうち、官公署が発行する証明書は、提出日前 3 か月以内に発行されたもの（写し可）
とすること。

※提案書類提出日において「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱」第 3 条に定める入札参加資格を有する者は、「和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果」の写しを提出することにより、上記のうち⑤～⑪については提出を省略することができる。

(別紙2)

令和7年度和歌山県関係人口創出・拡大モデル事業(「わかやまFUNBASE」利用促進型)業務委託に係る公募型プロポーザル審査内容及び評価点

審査項目		審査内容	評価点	加重倍率	配点
企画提案内容【70点】					
	全般(実施方針)	・本業務の目的や業務内容を理解し、仕様書に示した内容に沿った提案となっているか。 ・本業務の趣旨に合致した実施方針が立てられているか。	5	× 2	10
	企画提案① (交流機会の創出事業)	・事業内容について、具体的に記載されているか。 ・本県の関係人口創出・拡大に資する効果的な事業が提案されているか。 ・本事業を実施することで、関係人口と地域の継続的な関係づくりを促す提案となっているか。	5	× 5	25
	企画提案② (対象者と広報)	・本業務の趣旨に沿った対象者(ターゲット)と定員(規模)を具体的に示されているか。 ・イベント等の参加者募集のため、効果的な広報、集客方法が提案されているか。	5	× 3	15
	企画提案③ (わかやまFUNBASEの 利活用と目標設定)	・業務の実施において、効果的に「わかやまFUNBASE」の利活用を促す提案となっているか。 ・実現可能な目標値の設定ができているか。	5	× 4	20
業務遂行能力【30点】					
	実施体制	・業務を実施するにあたり、十分な人員と体制が確保されているか。	5	× 1	5
	県内事業者等との連携	・業務の実施にあたり、県内の地域づくり事業者や支援機関(市町村、地域づくりネットワーク和歌山県協議会等)と必要に応じて連携を図ることができるか。	5	× 2	10
	スケジュール	・事業実施スケジュールの具体性や実現性はあるか。	5	× 1	5
	業務実績	・過去に同種同規模の事業を受託し実施した実績や業務に必要な経験、ノウハウを十分に有しているか。	5	× 1	5
	経費の妥当性	・提示された経費は適正であり、必要十分か。	5	× 1	5
合計点数【100点満点】					

※評価点の考え方

評価点	評価
5	たいへん優れている
4	やや優れている
3	標準
2	やや劣っている
1	たいへん劣っている